

地域インフラ・マネジメントと知的財産権制度*

Regional Infrastructure Management and Intellectual Property*

南 正昭**

By Masaaki MINAMI**

1. はじめに

2003年に知的財産基本法が制定され、実質的にも知的財産戦略が国の重要施策として位置づけられるに至っている。近年は、産業界はもとより、大学や官公庁においても、これまで以上に、知財管理が組織の運営全般に占めるウエイトが増大してきている。土木あるいは土木計画は、公共事業を対象とすることから、製品やアイデアに一定の独占権を付与する知財管理の考え方は、一部の技術開発を除いて、導入が進んでいるとはいえない。しかし、公共事業予算の縮小、提案型事業の増加、コスト縮減、事業内容の拡大、他分野への参入等の土木界の時代変化は、それに対応する新しい技術開発を強く必要としている。本稿では、昨今の公共事業への先行きが不透明な時代背景の下、土木の技術力や品質の向上を図って行く上で、地域インフラ・マネジメントと知財との関わりに着目し、活用の可能性・意義と限界について考察した。

2. 地域インフラ・マネジメントと知財制度

(1) 知財制度の活用の可能性

知識財産権制度は、人間の幅広い知的創造活動について、その創作者に一定期間の権利保護を与えることを目的とした制度であり、その中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを産業財産権とよんでいる¹⁾。産業財産権制度は、独占権を付与することで、模倣を防止し産業の発展を目指そうとするものである。

一般に地域インフラは、公共投資による社会基盤の形成を目的とすることから、その計画、整備、管理における技術的な創造活動について、独占権を付与するという知財の考え方は、これまで他の工業分野に比して活用されることは少なかったといえる。

しかし、公共事業の縮小傾向が続き、コスト縮減を迫

*キーワード：地域インフラ、知的財産権制度、知的財産権教育

**正員、博(工)、岩手大学工学部建設環境工学科

(岩手県盛岡市上田4丁目3-5,

TEL019-621-6454, FAX019-621-6460)

られ、一方でサービス水準や品質の確保への社会的要請が高いという現状において、この知財制度を有効に利用する手立てについては、十分な検討を要するものと考えられる。創造した知識への一定の独占権を付与し、権利化による収入による新規開発資金を調達する、創造・保護・活用の知的創造サイクルは、質の高い地域インフラの整備においても有用性をもつものと考えられる。近年、広範な業種の企業において知財戦略・知財リスクマネジメントが、経営戦略の主要な位置を占めている。

(2) 地域資産と知財制度

2006年4月から、地域名と商品名を組み合わせた文字商標を取りやすくする地域団体商標制度が、地域経済活性化の支援を目的として導入された。これまでの商標制度では、登録には全国的な知名度が条件となっていたが、新制度では隣接都道府県に及ぶ範囲で知られていれば登録できるようになった。

これにともない地場産品や歴史的建造物等で構成される街並みなど、有形無形の資源を地域ブランドとして認証し、イメージに適合する商品やデザイン等の開発を促し、地域振興、産業振興、地場産品の普及、観光客の誘致等を目指す取り組みが全国各地で始まっている。

伝統工芸、舞踊、景観保護、たとえば遠野の民話などの地域の民間伝承など、地域コミュニティや特定の民族によって創作され伝承されてきた有形無形の文化資産(フォークロア)についても、知財制度を適用した保護について検討が進められてきている。保護の対象は、ものやデザインだけではなく、伝統的な知識や技術などに及んでいる。

商標制度にとどまらず、地域独自の製品開発、技術開発、ソフトウェア開発など、地域インフラを含む公共部門における知財制度の導入について、さらに検討を深めるべき時機にきているものと考えられる。

3. 地域インフラ・マネジメントへの知財制度導入の課題

地域インフラは公共性が強く、その効用は広く社会に還元されることが望まれる。それ故、完成した製品や

それを作るための技術についても、知財制度という一定の独占権の付与には馴染まないとする考え方が、これまでむしろ一般的だったといえるだろう。

土木は建築とは異なり、生産のための作業や成果を個人のものとしてではなく、発注者・受注者の各々において組織的に行っている。また、公共事業は、国民の負担で行われるものであり、その事業主や実施主体が特許収益を得ることには問題があるとの考え方もある。

しかし一方で、公共の福祉に反するような権利取得は、知財制度においてもありえないことは、広く認識されている。権利の保護が、公共の福祉や公平性等の社会通念の下に遂行されることは言うまでもない。申請された権利保護が不当な場合、裁判所の裁量による差し止め請求や、強制実施権を行使し実質的に無効にすることが可能になっている。

地域インフラ、その形成技術、地域資産などに対し、権利保護を付与することの弊害と権利保護を付与しないことの弊害には以下のようなものが考えられる。

<権利保護付与の弊害>

- ・技術等の使用許諾に伴う高コスト化
- ・社会的に重要な技術の囲い込みによる損失
- ・開発、権利化に伴う高コスト化
- ・情報・知識の偏在化
- ・高コスト化に伴う均質な品質の保持の困難化 ほか

<権利保護非付与の弊害>

- ・他者による権利保護の取得
- ・貴重な地域資産価値の流失・乱用
- ・無配慮な製品化、商品化、デザイン化に伴うイメージ低下
- ・個人や企業の労働意欲を喚起できない ほか

地域インフラ・公共事業と知財制度（権利保護）は必ずしも背反するものではない。商標登録、ISO などの資格付与、補助、規制などの制度を運用することで、企業や個人、市民に、よりよい地域インフラ整備に向けたインセンティブを与えることは可能だと考えられる。ただし、対象とする製品や技術に応じて、公の利益を優先し法外な対価を要求しない権利保護にとどめるよう配慮されなければならないものと考えられる。

4. 地域インフラ・マネジメントへの知財制度導入の意義

(1) 創造性の涵養と意欲の創出

近年、公共事業予算の縮小が続く、土木を取り巻く環境は大きく変化してきている。特に地方部において、将来への不透明感が、地域インフラに関わる人々の目的意識の喪失、労働意欲の低下を招いている。

投資予算の低減のなか、提案型事業の増加、計画プロセスへの市民参加の機会増加、NPO の増加、農業・不動産業などの新規分野への参入・移行等、行政ならびに民間において、一層の創意工夫が不可避のものとして求められている。

発注者・受注者を問わず、労働・参加意欲、新規開拓力、個人の創造性の涵養と発揮する機会を拡大、向上していくことが必要となっており、知財制度の活用が望まれる所以である。公共事業等の政策評価において、こうした企業や市民の努力が適切に評価されることで、品質保持やコスト縮減にも反映されるものと考えられる。

(2) 若者世代への対応、大学等における教育的観点

近年、地域インフラ・マネジメントを実施する公共事業分野の低迷は、その担い手である次世代の若年層に波及しており、土木系、建設系の学科への志願者の減少や学習意欲の低下を招いていることが懸念されている。

現代の権利意識が強く、集団より個人を優先する性格の特長をもつ若者世代に対して、知財制度が有効に機能する可能性があるものと期待される。昨今の大学等の教育機関における知財制度教育が、比較的良好な成果を収めていることから、本分野への導入を検討することが必要だと思われる。

権利意識を増長させるものとしてではなく、事業を起こし実施していくにあたっての、権利と義務を理解し、社会性を涵養することに効果をもつものと考えられる。

5. おわりに

本稿では、地域インフラ・マネジメントと知財制度との関わり、ならびにその融合の可能性について検討してきた。地域インフラの計画・整備、維持・保存、有効利用、教育効果への反映等を目的に考察を行った。低迷の続く公共事業分野を切り開く一つのツールとなる可能性について、今後研究を続けたいと考えている。

参考文献

- 1) 経済産業省特許庁：産業財産権標準テキスト特許編，2006。